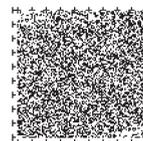


第6期台東区障害福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月



台東区民憲章

あしたへ

江戸の昔、「花の雲 鐘は上野か 浅草か」と詠まれたわたくしたちのまち台東区には、磨き抜かれた匠の技や気さくで人情あふれる暮らしが、今もあちらこちらに息づいています。

わたくしたちは、先人が築いてきた文化や環境を大切にして、伸びゆく住みよいまちを目指し、この憲章を定めます。

たからものを うけつぎ こころゆたかな まちにします

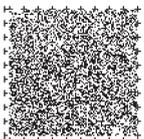
おもてなしの えがおで にぎやかな まちにします

おもいやり ささえあい あたたかな まちにします

みどりを いくしみ さわやかな まちにします

いきがいを はぐくんで すこやかな まちにします

(平成十八年十二月十四日 告示 第六百八十八号)



はじめに



本区ではこれまで、障害のある人もない人も、お互いを尊重し合いながら、地域で共に暮らせる社会の実現を目指し、障害福祉施策の着実な推進に取り組んでまいりました。

その中では、障壁のない多様性が尊重される共生社会の実現に向けた方策の一つとして、令和2年4月より「台東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例」を施行しました。

さらに、障害者の地域生活を支える環境づくりに向け、令和2年度より、重度身体障害者や医療的ケア児等を対象とする施設への支援や介護人材の確保・育成策を拡充しました。

このたび、策定しました第6期台東区障害福祉計画においては、「誰もが人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で、共にいきいきと暮らせる社会の実現」を基本理念とし、4つの基本目標を掲げ、その実現に向けた取り組みを体系的にまとめています。

令和3年度から令和5年度の計画期間の中で、引き続き、サービス提供体制の整備や福祉人材の育成など、地域生活支援の充実を図ってまいります。

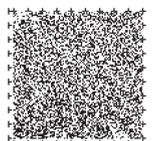
また、障害者の高齢化への対応を図るため、障害者や高齢者が共に利用できる共生型サービスの推進などにも新たにに取り組んでまいります。

この計画に基づき、障害者が、自らの暮らし方を選択し、住み慣れた地域で安心して充実した暮らしができるよう、創意工夫を重ねながら、より一層、障害福祉施策を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただいた区民の皆様、熱心にご審議をいただいた台東区障害者福祉施策推進協議会や台東区障害者地域自立支援協議会の委員の皆様、当事者や関係団体などの多くの皆様に、心より感謝申し上げます。

令和3年3月

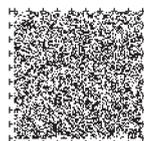
台東区長 服部 征夫



目 次

はじめに

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	3
2	障害者支援に関する近年の国の政策動向について	4
3	計画の位置づけと各種計画との関係	8
4	計画の期間	8
5	計画の策定体制	9
6	「成果目標」と「活動指標」について	10
7	SDGsの達成に向けて	10
8	第5期台東区障害福祉計画における主要な成果	11
第2章	障害者の状況	13
1	障害者数	15
2	各種施策の利用状況	19
第3章	障害者施策推進の基本的な考え方	35
1	基本理念	37
2	計画の目標	38
3	計画の体系	40
第4章	障害者施策推進の課題と取り組み	41
	施策の方向性と施策の体系	43
	基本目標Ⅰ 心のバリアフリーと権利擁護の推進	
	施策の方向性1 障害への理解及び差別解消の推進	44
	施策の方向性2 障害者の意思疎通の促進	48
	施策の方向性3 誰もが平等に参加できる社会の推進	53
	基本目標Ⅱ 地域生活支援の充実	
	施策の方向性4 相談支援の充実	59
	施策の方向性5 障害者や家族を支える多様なサービス提供体制の整備	66
	施策の方向性6 福祉人材の育成・充実	75
	施策の方向性7 防災・安全・バリアフリーのまちづくり	80
	基本目標Ⅲ 障害児支援の充実	
	施策の方向性8 成長段階に応じた一貫した支援	86
	施策の方向性9 発達障害児の支援体制の強化	96
	施策の方向性10 重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実	102



基本目標Ⅳ 自立や生きがいに結びつく就労支援の充実	
施策の方向性 11 就労の場と機会の充実	104
第5章 数値目標とサービスの見込み量	111
1 第5期障害福祉計画における目標の進捗状況	113
2 第6期障害福祉計画における数値目標設定について【成果目標】	117
3 障害福祉サービスの見込み量【活動指標】	123
4 地域生活支援事業の見込み量【活動指標】	131
第6章 計画の推進に向けて	135
1 計画の推進体制	137
2 P D C A サイクルとその実施	138
資料	139
1 台東区障害者福祉施策推進協議会設置要綱	141
2 委員名簿	143
3 策定経過	151

※「第4章 障害者施策推進の課題と取り組み」

障害者基本法の第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障害者の全般に関する施策についての基本的事項を定めるものです。

※「第5章 数値目標とサービスの見込み量」

障害者総合支援法の第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法の第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するための数値目標と見込みを定めるものです。

本書は、「台東区カラーユニバーサルデザインガイドライン」に基づき、より多くの人に見やすく、読みやすいようにデザインされた書体である「ユニバーサルデザインフォント」を使用しています。

